



「稲むらの火」から学ぶ

と、人権を大切にすること、一人の命を守ることに「財産を守ること」「人としての誇りを守ること」であると言えます。つまり、生き様を守ることです。この儀兵衛がとった行動は、まさしくそのすべてに当てはまります。

昭和12年から国語の教科書に掲載されるようになった「稲むらの火」の主人公、浜口儀兵衛(51歳で梧陵となる)は、津波に襲われましたが、稲むらに火をつけ、この明かりを目印に暗闇に逃げ道をつけた村人たちの命を救いました。35歳の出来事です。

しかし、儀兵衛が素晴らしいのはそれだけではありません。津波に襲われたこの村人たちは、住む家から仕事まですべてを奪われ、明日からの生活に希望を持たない状態であったにちがひありません。それを目の当たりにした儀兵衛は、住む場所と堤防作りという仕事を彼らに与え、この村人たちの生き様を守ったのです。さらに、村人たちと協力して作り上げた、高さ5m、長さ600mの堤防が、1000後の昭和21年におこった昭和南海地震での津波からこの村を守ったのです。

ところで、このことが人権とどのようにかかわるのでしょうか。考えてみる

「人としてどう生きるべきか」「人としてどう在るべきか」

海外の子どもたちは学校教育の中で宗教の時間や倫理の時間を通して、友だちと意見を交流しながら、自分の生きる道を追求しています。「この学習を通して得たことは、日頃の生活の中に自然に生かされる。」と、ドイツの子どもたちは話しています。

今、日本でも生き方を学ぶ学習が始まりました。この浜口儀兵衛の生き様は今年刷新された5年生の国語の教科書(光村図書)に「100年後のふるさとを守る」と題し掲載されています。

人として生きる道、この機会に人権にスポットを当てて、どう生きるべきか考えてみるのもよいのではないのでしょうか。

人権推進課 人権教育推進係
☎65・06993 ☎63・4582

第7回 甲賀市美術展覧会 力作を募集

作品募集

会期 平成24年2月25日(土)～3月4日(日)
場所 書・工芸部門……あいこうか市民ホール
平面・写真・立体部門……碧水ホール

※今回、工芸部門と立体部門の会場が変更になっていますのでご注意ください。

応募資格

甲賀市・湖南市内に在住または通勤・通学する方(中学生以下は除く)

応募部門および作品規格

①平面(洋画・日本画・版画等)

キャンバスサイズが20号(72.7cm×50cm)以上、50号(116.6cm×116.6cm)以内。日本画、水墨画、切り絵等もこれに準ずる。ただし、版画は下限を設けない。展示できるように額装などの配慮をすること。ただし、ガラスは入れない。展示用のつり紐を付けること。

②立体(彫刻・立体造形等)

縦、横、高さがそれぞれ2m以内。重量は手動で移動可能な範囲で、展示上危険でないもの。

③工芸

平面は縦、横がそれぞれ2.2m以内(外

装を含む)。立体作品は重さ40kg以内、縦・横・高さの合計が2.4m以内。また、その一辺が1.5m以内。壁面展示の作品は展示用のつり紐を付けること。

④書

作品は半切(36cm×136cm)以上、16平方尺以内。ただし、一辺が2.4m以内。額装に限る。篆刻、刻字作品についても、規定枠内とする。作品の釈文を添えてお申込みください。いずれも展示しやすい形態であること。

⑤写真

フィルムカメラ、デジタルカメラによる作品(自家出力プリントも可)とする。単写真は半切・A3ノビ以上。組写真は、1m×2.2m以内とし、作品を一体化して

はずれないようにして出品すること。作品は額装(ガラス・アクリル板はなし)またはパネル張りとし、展示用のつり紐を付けること。

出品点数

一人につき平面・立体・工芸・書部門は1点、写真部門は2点以内。

出品料

作品1点につき500円
* 高等学校、特別支援学校高等部の学生、18歳以下の方は無料。
詳しくは各地域市民センター、公民館、図書館などにおいてあります募集要項(11月中旬配付)をご覧ください。

問い合わせ 文化スポーツ振興課 文化振興係
(あいこうか市民ホール内) ☎62-2626 ☎62-2625

申込み受付期間 ○受付期間 完売まで随時受付
○受付時間 8時30分～17時15分
※ただし、土曜日・日曜日・祝日は除きます。

申込み受付場所 甲南庁舎1階 上下水道部上水道業務課

販売物件

物件番号	所在地	地目(現況)	地積(m ²)	売払予定価格(円)
1	土山町野上野字笹尾 830番744	宅地	283.74	1,373,302
2	土山町野上野字笹尾 830番537	宅地	337.75	1,587,425
3	土山町野上野字笹尾 830番548	宅地	398.94	1,875,018
4	土山町野上野字笹尾 830番542	宅地	192.53	904,891
5	土山町野上野字笹尾 830番546	宅地	192.53	904,891
6	土山町野上野字笹尾 830番556	宅地	192.53	904,891
7	土山町野上野字笹尾 830番558	宅地	192.53	904,891
8	土山町野上野字笹尾 830番560	宅地	192.53	904,891
9	土山町野上野字笹尾 830番562	宅地	192.53	904,891
10	土山町野上野字笹尾 830番564	宅地	192.53	904,891
11	土山町野上野字笹尾 830番574	宅地	192.53	904,891
12	土山町野上野字笹尾 830番576	宅地	192.53	904,891
13	土山町野上野字笹尾 830番588	宅地	186.39	876,033
14	土山町野上野字笹尾 830番563	宅地	192.53	931,845

市では、左記の市有財産(土地)を、先着順で売払います。
売払いは、甲賀市があらかじめ定めた予定価格(売払予定価格)以上の買受価格にて申請された方に随時購入をしていただく方法により行ないます。
なお、購入を希望される方は、申込

市有財産(土地)売払い

み資格や売却条件等詳細を市ホームページ掲載の売払い実施説明書・売払い申込要綱で確認してください。
※予定価格は、付近の公示価格や不動産鑑定評価を参考に市が決定しています。

問い合わせ
上水道業務課 甲南庁舎1階
☎86・8013 ☎86・8032

甲賀市 文化財

52

伝統を守っていく人々
水口宿の名物・水口細工



東海道水口宿の名物のひとつに山野に自生する葛などを用いて作る「藤細工」がありました。それは「水口細工」とも呼ばれ、江戸時代の紀行文や名所図会などにも多く登場します。明治6年にはウィーン万国博覧会に出品されて、海外にも販路を広げ、また、昭和天皇の大嘗祭や、伊勢神宮の式年遷宮にも献納されてきました。しかし、戦後、製作技術の伝承者が減少し、水口からの献納は昭和28年の式年遷宮が最後となりました。

昭和30年代には、技術伝承が途絶えてしまつと危惧して、「藤細工技術講習」などの取り組みもされましたが、昭和40年代に最後の伝承者が亡くなり、技術の継承が途絶えてしまいました。

平成12年にこの伝統ある水口細工に関心を寄せる人々が集まり、水口中央公民館の講座として水口細工復興の取り組みが始められ、水口細工復興研究会が結成されました。同研究会の復元活動により、原材料の特定、原材料から繊維をとる工程や織り込み作業など、とても手間がかかり、相当の技量を要する製法が一つ一つ手さぐ

りて解明され、40年の歳月を経て水口細工の姿を取り戻しつつあります。このたび、この活動が評価され、民間団体による地域振興賞を受賞されました。研究会では、いつか再び、伊勢神宮式年遷宮に水口細工を献納できるようになることを目指しておられます。

問い合わせ
水口歴史民俗資料館
☎62・7141 ☎63・4737